

【 F A Q (よくあるお問合せ) 】

も く じ

【 設立編 】

- Q1 NPO法人（特定非営利活動法人）を設立したいのですが。
- Q2 NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請は、郵送でもできますか。
- Q3 NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請書の収受証明書の発行はできますか。
- Q4 NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請に手数料（収入印紙等）は必要ですか。
- Q5 NPO法人（特定非営利活動法人）設立を申請してから認証されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。
- Q6 NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請中に、NPO法人（特定非営利活動法人）と名乗ることはできますか。
- Q7 NPO法人（特定非営利活動法人）を設立するためには、資金や財産は必要ですか。
- Q8 NPO法人（特定非営利活動法人）の名称に制約はありませんか。
- Q9 自宅や会社をNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所にできますか。
- Q10 NPO法人（特定非営利活動法人）の特定非営利活動の種類が複数にわたっても問題ないですか。
- Q11 特定非営利活動事業とその他の事業の違いは何ですか。
- Q12 NPO法人（特定非営利活動法人）が非営利法人である以上、収入を得る事業を行ったり、利益を得ると問題になるのでしょうか。
- Q13 NPO法人（特定非営利活動法人）の社員とはどういう立場の人ですか。
- Q14 NPO法人（特定非営利活動法人）の会員に対して、入会金や会費は必ず徴収する必要がありますか。また金額に制限はありますか。
- Q15 NPO法人（特定非営利活動法人）の入会金及び会費は、出資金にあたるのですか。
- Q16 役員（理事及び監事）がNPO法人（特定非営利活動法人）の社員になることは可能ですか。また法人・団体が、社員になることは可能ですか。
- Q17 公務員・外国人・未成年者は、NPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員になることができますか。
- Q18 親族だけでNPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員を構成することは可能ですか。
- Q19 NPO法人（特定非営利活動法人）で役員に支払う報酬と事務局職員に支払う給料は違うのですか。また、支払う金額に制限はありますか。
- Q20 将来、NPO法人（特定非営利活動法人）を株式会社や社団法人などに組織変更することはできますか？
- Q21 NPO法人（特定非営利活動法人）の設立認証等の事務を行う市町村があると聞いたのですが。
- Q22 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。
- Q23 政令指定都市である大阪市の区域内にのみ事務所を置いており、府内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。
- Q24 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。
- Q25 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。
- Q26 設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- Q27 どのような事項を登記するのですか。
- Q28 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。
- Q29 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- Q30 「代表権を有する者」とは、理事全員のことでしか。それとも、理事長等理事の代表者のこと

ですか。

Q31 設立の登記の後に行うべきことはありますか。

Q32 NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

Q33 どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

【 運営編 】

Q1 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証申請書・事業報告書等各種届出は、郵送でもできますか。

Q2 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証申請書や各種届出書の収受証明書の発行はできますか。

Q3 定款変更認証申請をした場合、認証までどのくらいの期間がかかりますか。

Q4 近年、行政文書の押印廃止の潮流がありますが、NPO法人（特定非営利活動法人）の届出書について押印は必要ですか。

Q5 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更で、法務局にも登記の変更手続きが必要なものを教えてください。

Q6 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

Q7 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

Q8 事業報告書等を期限内に提出することができません。どうすればよいですか。

Q9 「登記事項証明書」はどのようなときに提出する必要がありますか。

Q10 NPO法人（特定非営利活動法人）で、役員が再任の場合、理事から監事になった場合及び理事長を変更した場合は、役員変更等届出書の提出は必要でしょうか。

Q11 NPO法人（特定非営利活動法人）の役員を変更した場合の届出は、大阪府庁と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

Q12 NPO法人（特定非営利活動法人）の役員や入会金・会費が変更になった場合、定款の附則の変更をする必要はありますか。

Q13 NPO法人（特定非営利活動法人）で役員が新たに就任した場合、役員変更等届出書の添付書類「役員の住所又は居所を称する書面」は、何を提出すれば良いですか。

Q14 NPO法人（特定非営利活動法人）の事務所の所在地を変更した場合の届出は、阪南市と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

Q15 NPO法人（特定非営利活動法人）の主たる事務所の住所表示が変更になった場合、定款変更届出書を提出する必要はありますか。

Q16 他府県へNPO法人（特定非営利活動法人）の主たる事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

Q17 今度、府外でもNPO法人（特定非営利活動法人）活動を展開するのですが、所轄庁変更の手続きは必要ですか。

Q18 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款の誤字・脱字の修正であっても定款変更認証申請が必要ですか。

Q19 他府県から大阪府へNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

Q20 現在、NPO法人（特定非営利活動法人）の事務所を2つ以上の都道府県に設置しており、大阪府以外の他都道府県の事務所を閉鎖するのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

Q21 NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証等の事務を行う市町村があると聞いたのですが。

- Q22 社員がかなりの人数（1,000人以上）いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。
- Q23 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。
- Q24 その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。
- Q25 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。
- Q26 定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。
- Q27 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。
- Q28 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。
- Q29 定款等については、すべての事務所に備え置く必要はないのですか。
- Q30 NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。
- Q31 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。
- Q32 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。
- Q33 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。
- Q34 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。
- Q35 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるものですか。
- Q36 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。
- Q37 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。
- Q38 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。
- Q39 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。
- Q40 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。
- Q41 「代表権を有する者」とは、理事全員のことでしか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。
- Q42 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。
- Q43 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。
- Q44 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、複数の方法を定めることはできますか。
- Q45 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。
- Q46 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

FAQ（よくあるお問合せ） NPO法人設立編

Q1

NPO法人（特定非営利活動法人）を設立したいのですが。

阪南市では申請前の事前相談を行っておりますので、ご利用ください。設立総会を開く前に、できれば、定款、設立趣旨書、2ヶ年分の事業計画書及び活動予算書を作成の上、アポイントをとってくださるようお願いいたします。（P3参照）

Q2

NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請は、郵送でもできますか。

原則、申請書類のご持参をお願いします。

【問い合わせ先】阪南市 未来創生部 政策共創室Tel：072-489-4507

なお、阪南市では申請前の事前相談を行っておりますので、ご利用ください。

事前相談をご利用される場合は、設立総会を開く前に、できれば、定款、設立趣旨書、2ヶ年分の事業計画書及び活動予算書を作成の上、アポイントをとってくださるようお願いいたします。（P3参照）

Q3

NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請書の收受証明書の発行はできますか。

收受証明書は発行していませんが、申請書や届出書の控えが必要な場合は、コピーを持参いただくと、窓口で申請書のコピーに受付印を押してお渡しします。

なお、上記の受付印は、書類をお預かりした際に押印するものです。必ずしも受理日ではないのでご注意ください。提出していただいた書類の形式審査等を行った後、阪南市で書類を受理（この日から2週間、市民の縦覧に供します。）します。

Q4

NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請に手数料（収入印紙等）は必要ですか。

手数料（収入印紙等）は必要ありません。

Q5

NPO法人（特定非営利活動法人）設立を申請してから認証されるまで、どのくらいの期間がかかりますか。

原則として申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。（P18参照）

Q6

NPO法人（特定非営利活動法人）設立申請中に、NPO法人（特定非営利活動法人）と名乗ることはできますか。

できません。NPO法（特定非営利活動促進法）では、NPO法人（特定非営利活動法人）でない者がNP
O法人（特定非営利活動法人）を名乗った場合、10万円以下の過料の対象となります。（P11参照）

Q7

NPO法人（特定非営利活動法人）を設立するためには、資金や財産は必要ですか。

設立時の基本財産や過去の活動実績の有無などは、NPO法人（特定非営利活動法人）の設立要件ではありませんので必要ありません。（P4参照）

Q8

NPO法人（特定非営利活動法人）の名称に制約はありませんか。

他の法律で使用が禁止されている名称（社会福祉法人〇〇、学校法人〇〇等）や公序良俗に反する名称は使用できません。なお、既存のNPO法人と同じ名称をもつことに法令上の制限はありませんが、市民の誤解を招きやすいことからできるだけ避けるべきでしょう。また、NPO法人の名称として登記できない符号があります。詳細については、管轄の法務局（登記所）で確認してください。（P52参照）

Q9

自宅や会社をNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所にできますか。

自宅（個人の住宅）であっても、そのNPO法人（特定非営利活動法人）の事業活動の中心となる場所で、一般的に、NPO法人の代表者（責任者）が所在して、その場所で継続的に業務が行われるのであれば、事務所とすることは可能です。

個人の住宅を主たる事務所にする場合は、そこに事業報告書等を備え置き、社員（NPO法人の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む）のこと）や利害関係人（NPO法人と取引等の契約関係がある者など）からの閲覧請求に対応することが可能であることが必要です。

また、所轄庁や利害関係者などが連絡を取れること（郵便が届くことや電話がつながることなど）も、当然必要となります。（P1、P9参照）

Q10

NPO法人（特定非営利活動法人）の特定非営利活動の種類が複数にわたっても問題ないですか。

問題はありません。ただし、定款に定める「目的」と「特定非営利活動に係る事業（法人の目的を達成するために行う事業）」の間で整合がとれている必要があります。活動の種類が多いから良いとか、1つしかないから悪いというものではなく、自分たちのミッションが何か、そのミッションを実現するための活動（事業）がどの活動の種類に該当するのか、という視点で選んでください。（P4参照）

Q11

特定非営利活動事業とその他の事業の違いは何ですか。

「特定非営利活動に係る事業」とは、NPO法人の目的を達成するために行う活動です。「その他の事業」とは、それ以外の本来の目的と直接の関係がない事業、例えば、運営財源の確保を目的とした事業や会員の相互扶助事業など、のことをいいます（平成15年の改正NPO法（特定非営利活動促進法）施行前は、「その他の事業」は「収益事業」と呼ばれていました。）。利益を得る事業であっても、法人の目的を達成するために行うものであれば、「特定非営利活動に係る事業」となります。

また「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区別に関わらず、物を仕入れて販売するような特定の34業種については法人税法上「収益事業」とみなされて課税される場合があります。詳細については、国税庁（税務署）で確認ください。（P5、P12参照）

Q12

NPO法人（特定非営利活動法人）が非営利法人である以上、収入を得る事業を行ったり、利益を得ると問題になるのでしょうか。

NPO法（特定非営利活動促進法）でいう「非営利」とは、「活動により得た利益を構成員（役員や社員）に分配することができない（内部分配の禁止）」という意味であり、収入を得る事業を行うことや、活動によって利益が出ること自体は問題ではありません。

ただし、活動により得た利益を構成員（役員や社員）に分配することはできないことから、それらは次年度の活動のために繰り越すことになります。また「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の区別に関わらず、物を仕入れて販売するような特定の34業種については法人税法上「収益事業」とみなされて課税される場合がありますので、ご注意ください。なお、NPO法人（特定非営利活動法人）を解散する際の残余財産の帰属先は、NPO法に定める法人（国、地方公共団体又は定款で定めるNPO法人等）に限定されています。（P10参照）

Q13

NPO法人（特定非営利活動法人）の社員とはどういう立場の人ですか。

NPO法（特定非営利活動促進法）上の社員とは、NPO 法人（特定非営利活動法人）の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む）のことをいいます。一般的には、正会員と呼んでいるNPO 法人が多いようです。

なお、よく社員と会員を混同される方がいらっしゃいますが、会員イコール社員ではありません。

会員には大きく言えば3つの種別があります。

1つは、一般的には「正会員」と呼ばれる、NPO法に定める「社員（NPO 法人の構成員）」であり、もう1つはNPO 法人が定める「社員以外の会員」、一般的には「賛助会員」と呼ばれるNPO 法人のサポーターです。

最後に、NPO 法人によっては「社員以外の会員」として、サービスを円滑に提供するために、サービスの利用者を会員として定めているところもあります。（P5参照）

Q14

NPO法人（特定非営利活動法人）の会員に対して、入会金や会費は必ず徴収する必要がありますか。また金額に制限はありますか。

会員に対する入会金や会費は、必ず徴収しなければならないというものではありませんが、徴収する場合には、NPO法人（特定非営利活動法人）の運営という観点から、重要な収入源のひとつとしてその金額を決定することとなります。なお、徴収する会費が高額な場合（所轄庁が社会通念にしたがって個別に判断）は、会員の種別によってその額に制限がありますので、ご注意ください。（P5参照）

会員種別の例		注意点
正会員	NPO法（特定非営利活動促進法）に定めるNPO法人の構成員であり、総会において議決権を有する、自然人や団体（法人含む。）のこと。	正会員（社員）の入退会に不当な条件をつけることはできません。したがって、入会金や会費が高額であり、このことが正会員（社員）の加入の自由に対する不当な制限とみなされる場合は、認証されません。
賛助会員	NPO法に定める社員以外の会員であり、法人のサポーターのこと。	NPO法人のサポーターですので、入会金や会費の金額に制限はありません。
サービス利用会員	サービスを円滑に提供するために、利用者を会員としている例がある。	NPO法人は、不特定多数のものの利益を図ることを目的としている法人であることから、サービス利用会員の入会金や会費が高額であり、サービスの提供相手が限定されてしまう場合は、認証されません。

Q15

NPO法人（特定非営利活動法人）の入会金及び会費は、出資金にあたるのですか。

入会金及び会費は、出資金ではありません。寄附金的な性格を有するお金として考えられています。また、NPO法人が会員等から出資金を集めることは、利益の分配を予定する等としてみとめられません。

（P5参照）

Q16

役員（理事及び監事）がNPO法人（特定非営利活動法人）の社員になることは可能ですか。

また法人・団体が、社員になることは可能ですか。

いずれも問題はありません。

なお、理事は社員のほか、職員を兼ねることができます。ただし、監事は社員を兼ねられませんが、職員を兼ねることはできません。また、理事と監事は兼ねることができません。（P6、P7参照）

Q17

公務員・外国人・未成年者は、NPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員になることができますか。

- ・公務員については、NPO 法（特定非営利活動促進法）上の制限はありませんが、地方公務員法などに関連する規定がありますので、勤務先の担当者にご確認ください。
- ・外国人や未成年でも役員や社員になることは可能ですが、住所や居住を証する書面等、必要な書類を提出する必要があります。
- ・特に、未成年者など法律行為能力が制限されている者については、法定代理人の同意等が必要です。

Q18

親族だけでNPO法人（特定非営利活動法人）の役員や社員を構成することは可能ですか。

NPO法人（特定非営利活動法人）の私物化を避ける為に、親族が役員に就任することに関する制限規定があります。具体的には、次のとおりです。

- ・役員総数が6人以上の場合は、役員1人について、その親族（配偶者及び三親等以内の親族）の1人までは役員になることができます。
- ・役員総数が5人以下の場合は、1人も親族（配偶者及び三親等以内の親族）は役員になることはできません。

なお、社員についての制限はありません。（P6、P7 参照）

Q19

NPO法人（特定非営利活動法人）で役員に支払う報酬と事務局職員に支払う給料は違うのですか。また、支払う金額に制限はありますか。

報酬とは、役員としての活動に対して支払われるお金のことです。もっぱらその人の地位に着目して支払われるものといえるでしょう。

例えば、月に1度の理事会に出席し、その対価として報酬を受ける場合などです。

給料とは、事務局職員としての労働の対価のことです。役員であっても、職員として給与を得ている場合は当該給与は役員報酬には該当しません。また、会議に出席するための交通費などは、費用の弁償であり、こちらも役員報酬には当たりません。

職員の給料は、正当な労働の対価として支払われますが、あまりにも非常識な高給を支払えば、利益の分配と見られる可能性があります。このことは、役員の報酬についても言えることです。（P7 参照）

Q20

将来、NPO法人（特定非営利活動法人）を株式会社や社団法人などに組織変更することはできますか？

NPO法人（特定非営利活動法人）から株式会社や一般社団法人・一般財団法人などに組織変更することはできません。また、株式会社、一般社団法人・一般財団法人、社会福祉法人などとの合併も認められていません。合併ができるのは、NPO法人同士に限られています。（P5、P10 参照）

Q21

NPO法人（特定非営利活動法人）の設立認証等の事務を行う市町村があると聞いたのですが。

大阪府では、大阪版地方分権推進制度に基づき、市町村への権限移譲を進めています。大阪府から事務処理の権限を移譲した市町村のみに事務所を設置する団体は、各市町村長に設立認証の申請等を行うこととなります。事務処理の権限を移譲した市町村については1～3ページを参照してください。

ただし、認定等に関する事務は、大阪府が行っています。（政令指定都市である大阪市又は堺市内にのみ事務所を設置している法人の場合は、それぞれ大阪市又は堺市が実施。）

Q22

社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになりますが、例えば△△丁目の住民以外の者が社員として加入することを一切拒否するのであれば、不当な条件とならざるを得ないでしょう。

なお、社員の資格の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員にならないような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

Q23

政令指定都市である大阪市の区域内にのみ事務所を置いており、府内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

法第9条の規定により、所轄庁は一つの政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該政令指定都市の長となりますので、この場合は大阪市となります。なお、NPO法人の活動の場所は所轄庁の決定の要件とはなりません。

Q24

海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

法第9条の規定により、所轄庁は一つの政令指定市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該政令指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

Q25

申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

法第10条第4項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。軽微な不備とは、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字など、内容の同一性に影響を与えない範囲のものをさします。

Q26

設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

組合等登記令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁（事務処理権限を移譲されている市町村を含む。）により設立の認証を取り消されることがあります。

Q27

どのような事項を登記するのですか。

登記する事項は次のとおりです（組登令2②）。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

Q28

登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

登記申請書の具体的な記載事項は、次の7項目です(組登令第25条において準用する商業登記法第17条)。

- ① 申請人の氏名及び住所
- ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③ 登記の事由
- ④ 登記すべき事項(別紙として添付することも可能)
- ⑤ 所轄庁の許可(認証)書の到達した年月日
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 登記所の表示(〇〇法務局等)

申請の記載は、横書きにしなくてはならず、また、申請書が2枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません(各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号)第5条において準用する商業登記規則第35条)。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款(組登令第16条第2項)
 - ② 代表権を有する者の資格を証する書面(組登令第16条第2項)
- 具体的には、理事が各自法人を代表する場合においては、定款と各理事の就任承諾書が該当します。
- ③ 設立許可(認証)書又はその謄本(組登令第25条において準用する商業登記法第19条)

設立許可(認証)書の謄本とは、具体的には、設立許可(認証)書の写しに、認証した所轄庁が原本と相違ない旨を認証したものが該当します。

なお、申請書に添付した書類については、登記所に対し、原本還付を請求することが可能です(各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第49条)。

※このほか、登記の申請書に押印すべき者(設立時の法人の代表者、一般的には理事長)は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません(各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第35条の2)。

※申請書及び印鑑届書の記載例や記載方法については、法務局のHP

(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html)に掲載されています。その他登記手続に御不明な点があれば、法人の主たる事務所を管轄する登記所の窓口に問い合わせてください(窓口での相談には、事前の予約が必要です。)。

Q29

代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

Q30

「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法(平成元年法律第91号)第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります。

Q31

設立の登記の後に行うべきことはありますか。

設立の登記によって法人として成立したことになりますが、これだけで設立の手続きは終わりではありません。まず、登記をしたことを証する登記事項証明書（原本及びコピー）及び設立当初の財産目録等を添えて、阪南市長に届け出る必要があります。

Q32

NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

NPO 法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることになります（法28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

Q33

どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

法律の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味（定義）は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が20の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に依いながら幅広く判断することとなります。

FAQ（よくあるお問合せ）NPO法人運営編

Q1

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証申請書・事業報告書等各種届出は、郵送でもできますか。

郵送で受け付け可能です。次のあて先まで郵送してください。

〒599-0292（住所の記載は不要です。）

阪南市 未来創生部 政策共創室

（Tel：072-489-4507）

ただし定款変更に関しては、申請前の事前相談を行っておりますので、ご利用ください。定款変更の決議を行う総会を開く前に、アポイントをとってくださるようお願いいたします。（P3参照）

Q2

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更認証申請書や各種届出書の収受証明書の発行はできますか。

収受証明書は発行していませんが、申請書や届出書の控えが必要な場合は、コピーを持参いただくと、窓口で申請書のコピーに受付印を押してお渡しします。

郵送で書類を提出される場合は、返信用封筒（切手を貼付し、あて先を記載したもの）、コピーを入れていただきましたら、受付印を押して返送いたします。

なお、上記の受付印は、書類をお預かりした際に押印するものです。必ずしも受理日ではないのでご注意ください。提出していただいた書類の形式審査等を行なった後、阪南市で書類を受理（この日から2週間、府民の縦覧に供します。）します。

Q3

定款変更認証申請をした場合、認証までどのくらいの期間がかかりますか。

原則として申請書を受理した日から縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内に、認証又は不認証の決定が行われます。（P92 参照）

Q4

近年、行政文書の押印廃止の潮流がありますが、NPO法人（特定非営利活動法人）の届出書について押印は必要ですか。

NPO法人（特定非営利活動法人）の届出書について押印は不要となります。

Q5

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款変更で、法務局にも登記の変更手続きが必要なものを教えてください。

「名称」、「事務所」、「目的」、「活動の種類」、「事業の種類」に変更があった場合は、法務局にも登記の変更手続きが必要です。また、「解散の事由を定めたとき」に、その事由に変更があった場合も同様です。なお、上記以外に「代表権を有する者の氏名及び住所」及び「代表権の範囲又は制限に関する定め」についても登記事項とされています。「代表権を有する者の氏名及び住所」については、同じ人が引き続き代表権を有する理事に再任した場合であっても変更があったものと取り扱われ、変更の登記はもちろん大阪府（事務処理の権限を移譲した市町村の所管法人は当該市町村）への届出も必要なことから、少なくとも2年に1度は登記の変更と阪南市への届出を行う必要があります。（P48、P86、P93 ほか参照）

Q6

代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

Q7

「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほかに、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります。

Q8

事業報告書等を期限内に提出することができません。どうすればよいですか。

大阪府の条例で毎事業年度開始後 3 ヶ月以内と定められていますので、期限内に提出してください。
(P56～参照)

Q9

「登記事項証明書」はどのようなときに提出する必要がありますか。

登記事項証明書については、定款の変更に伴い、登記事項に変更のあった場合、遅滞なく原本及びコピーを提出してください。登記に変更があっても、定款に変更がなければ、この書類の提出は不要です。例えば、役員の変更は、登記の変更が必要ですが、定款は変更されないため、こちらの書類の提出は不要です。ただし、阪南市への役員変更等届出書の提出が必要です。(P53、P111 参照)

Q10

NPO法人(特定非営利活動法人)で、役員が再任の場合、理事から監事になった場合及び理事長を変更した場合は、役員変更等届出書の提出は必要でしょうか。

役員等の新任(欠員補充、増員)、再任(継続の場合も再任にあたります)、任期満了、死亡、辞任、解任、住所変更、改姓及び改名があった場合、また、理事から監事に変更(逆の場合も同じ)となった場合は、阪南市長あてに「役員変更等届出書」及び「変更後の役員名簿」(2部)を提出しなければなりません(新任(理事から監事(逆の場合も同じ)を含む。)の場合は、就任承諾書及び住民票等の提出も必要)。ただし、理事の身分は有したままでその職責が代わった場合(役員のなかで理事長と副理事長が交替したケースなど)は、「役員変更等届出書」の提出は不要です。また、代表権を有する理事については、同時に法務局へ登記の変更手続も必要となります。

(P85参照)

Q11

NPO法人(特定非営利活動法人)の役員を変更した場合の届出は、阪南市役所と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

どちらが先でもかまいませんが、役員の変更を行った後、遅滞なく阪南市長と法務局に届出てください。(P85参照)

Q12

NPO法人(特定非営利活動法人)の役員や入会金・会費が変更になった場合、定款の附則の変更をする必要はありますか。

定款には「本則(いわゆる定款本文)」と「附則」があり、「附則」には「本則」を補足するため、設立当初の措置が定められます。したがって、役員の氏名や入会金・会費の額が附則にだけ定められている場合、附則の変更は不要です。逆に、会費の額等が本則に定められている場合は、定款変更が必要となり、阪南市長の認証を受ける必要があります。

Q13

NPO法人(特定非営利活動法人)で役員が新たに就任した場合、役員変更等届出書の添付書類「役員の住所又は居所を称する書面」は、何を提出すれば良いですか。

住民票(本籍地や世帯主、続柄の記載は不要です。)及び「変更後の役員名簿」を提出してください。いずれも発行日から6か月以内のものが必要です。

また、家族全員の記載があるものでも、本人の了承があれば提出していただけます。ただし、本籍地及びマイナンバー(個人番号)の記載は不要です。

なお、印鑑証明や、電子申請による住民票記載事項証明書は書類として認められませんので、必ず住民票を提出してください。(P89参照)

Q14

NPO法人（特定非営利活動法人）の事務所の所在地を変更した場合の届出は、阪南市役所と法務局のどちらへ先に届けるべきですか。

どちらが先でもかまいませんが、定款に定める手続きに従って、定款の変更を行った後、遅滞なく阪南市長と法務局に届出てください。また、定款の本則に（第2条に記載されている場合がほとんどです）事務所の所在地を市区町村名までしか記載していない法人は、定款を変更するわけではありませんので、登記は必要ですが、阪南市長への届出は不要です。ただし、阪南市から連絡をすることもありますので、阪南市まで変更後の所在地と電話番号をお知らせくださるようお願いいたします。（P107 下記Q15、Q16 参照）

Q15

NPO法人（特定非営利活動法人）の主たる事務所の住所表示が変更になった場合、定款変更届出書を提出する必要はありますか。

住所表示が変更になった場合でも、定款変更届出書を提出する必要があります。

Q16

他府県へNPO法人（特定非営利活動法人）の主たる事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

所轄庁は当該移転する都道府県の知事又は政令指定市に変更になります。移転を希望する都道府県又は政令指定市に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を窓口となる阪南市へ提出してください。なお、2つ以上の都道府県に事務所を設置している法人については、主たる事務所がある都道府県の知事が所轄庁となります。

（P90、P91、P107 参照）

Q17

今度、府外でもNPO法人（特定非営利活動法人）活動を展開するのですが、所轄庁変更の手続きは必要ですか。

活動場所を府外にも展開するだけであれば、特段の手続きは必要ありません。ただし、活動場所の拡大に伴って事務所を阪南市外にも新設する場合、所轄庁は主たる事務所がある都道府県の知事となり、主たる事務所がある都道府県の知事に対する定款変更認証の申請が必要です。必要な書類について主たる事務所がある都道府県の知事へお問合せのうえ、窓口となる阪南市へ提出してください。（P90、P91 参照）

Q18

NPO法人（特定非営利活動法人）の定款の誤字・脱字の修正であっても定款変更認証申請が必要ですか。

誤字・脱字であっても目的や名称などの定款変更の認証が必要な事項を変更する場合は、定款変更認証の申請が必要です。（P90、P91、P107 参照）

Q19

他府県から阪南市へNPO法人（特定非営利活動法人）の事務所を移転したいのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

所轄庁は阪南市長に変更となります。阪南市に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を移転前の都道府県へ提出してください。なお、2つ以上の都道府県に事務所を設置している団体については、主たる事務所がある都道府県の知事が所轄庁となります。（P90、P91、P107 参照）

Q20

現在、NPO法人（特定非営利活動法人）の事務所を2つ以上の都道府県に設置しており、阪南市以外の他都道府県の事務所を閉鎖するのですが、どちらの窓口で手続きが必要となりますか。

変更後の所轄庁は阪南市長に変更となります。阪南市に必要な書類についてお問合せいただき、必要書類を現在の所轄庁に提出してください。（P90、P91、P107 参照）

Q21

社員がかなりの人数（1,000人以上）いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされていますので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。

また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

Q22

「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

法第5条第1項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができると規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2事業年度継続して多額の赤字が生じるようなことのないように、ご留意願います。

Q23

その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

法第5条第1項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないとされています。

Q24

事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うにあたり実務上必要な書類であることから、作成いただくべきものであると考えます。

Q25

定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりませんが、次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出ただけでよく、所轄庁の認証は必要ありません（法 25③）。

- ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更（P90、P91、P107 参照）
- ② 役員の定数に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
- ⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項（具体的には事務所の所在地の変更）については、登記の変更をしなくてはなりませんので、注意が必要です。

Q26

役員を変更する場合、どのような手続が必要ですか。

役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員の「変更」としては、次のような場合が考えられます。

- ① 再任
- ② 任期満了
- ③ 死亡
- ④ 辞任
- ⑤ 解任
- ⑥ 氏名、住所又は居所の変更（「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません。）
- ⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NPO 法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾及び誓約書と住所又は居所を証する書面として大阪府条例で定める書面（法 10①二ロ）を添付することが必要です（法 23）。

なお、代表権を有する理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしなくてはなりません（組等令 3）。

Q27

事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています（法 14）。

Q28

定款等については、すべての事務所に備え置く必要はないのですか。

定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第 28 条第 2 項の規定により、すべての事務所に備え置くことが義務付けられています。

Q29

NPO 法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

NPO 法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を社員又は利害関係人に対して閲覧させることになります（法 28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

Q30

法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

法第 28 条第 3 項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として有効なもの、すなわち最新のものを閲覧させることとなります。

Q31

閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

法第 28 条第 1 項、第 2 項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置きが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第 28 条第 3 項の規定によりすべての事務所で閲覧の義務が発生します。

Q32

法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

NPO 法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO 法人から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿（法 30）ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所でのみ閲覧が可能になります。

なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所において閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

Q33

合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

- ① 合併認証申請書
- ② 社員総会の議事録の謄本
- ③ 定款
- ④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑤ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
- ⑦ 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等（法第 2 条第 2 項第 2 号）及び暴力団の統制下でないこと等（法第 12 条第 1 項第 3 号）に該当する旨の確認書
- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併当初の財産目録
- ⑪ 合併の初年（度）及び翌年（度）の事業計画書
- ⑫ 合併の初年（度）及び翌年（度）の活動予算書

Q34

法第 35 条第 1 項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるのですか。

財産目録は、合併後存続する NPO 法人及び合併によって消滅する NPO 法人（合併によって NPO 法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各 NPO 法人）が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置くこととなります。

一方、合併の申請時に提出する財産目録は、合併後の法人の合併当初の財産目録ですので、法第 35 条により作成される財産目録とは、別のものです。

Q35

合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

組合等登記令第 8 条の規定により、合併の認可その他合併に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地において、以下の登記を行うこととなります。①合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地で解散の登記②合併後存続する法人については、主たる事務所の所在地で変更の登記③合併により設立する法人については、主たる事務所の所在地で設立の登記

また、登記を行わなかった場合には、法第 39 条第 2 項において準用する法第 13 条第 3 項の規定により、所轄庁から設立の認証を取り消される場合があります。

Q36

合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日から施行され、これまで官報か時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、インターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法（官報または日刊新聞紙のいずれか）を定款に定めることができます（会社法第 939 ③）。

Q37

団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます（法 16）。

その場合、NPO 法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

Q38

定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

Q39

代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

Q40

「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

NPO 法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第 2 条第 2 項第 4 号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法という「理事」のほか、法第 17 条の 3 の「仮理事」、法第 31 条の 5 の「清算人」、民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条の「その職務を代行する者」も含まれます。また、法人が定款において代表権の制限を行って理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります。

Q41

特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第 654 条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

Q42

貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。

定款を見た府民や利害関係者にとって当該 NPO 法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。具体的には、①官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「大阪府において発行する〇〇新聞に掲載」など具体的に記載してください。③電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載」など具体的に記載してください。他方、URL まで定款に記載する必要はありません。④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」など具体的に記載してください。

Q43

貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、複数の方法を定めることはできますか。

公告方法を「A及びBによる方法とする」と複数の方法を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められないと考えられます。これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているか判断できないためです。

Q44

電子公告の方法として、LINE を使用する方法は含まれますか。

SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

Q45

貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

法第28条の2第1項第4号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該NPO法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。例えば、法人の主たる事務所の掲示場や入口付近に掲示することがふさわしいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセスの容易性などを踏まえて判断されるものです。